○国土交通省告示第四百九十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第二十一条第二項の規定に基づき、及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及び同令を実施するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月十八日　　国土交通大臣　前原　誠司

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第十五号中「ディーゼル特殊自動車８モード排出ガス」を「ディーゼル特殊自動車排出ガス」に、「炭化水素」を「非メタン炭化水素」に、「当該自動車及び当該自動車」を「、当該自動車及びそれ」に、「平均値が、」を「平均値及び同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ」に、同号の表を次のように改める。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	5.0	0.7	4.0	0.03
ロ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	5.0	0.7	4.0	0.025
ハ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	5.0	0.19	3.3	0.02
ニ　定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	5.0	0.19	3.3	0.02
ホ　定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	3.5	0.19	2.0	0.02

第四十一条第一項第十六号中「ディーゼル特殊自動車８モード排出ガス」を「ディーゼル特殊自動車排出ガス」に、「炭化水素」を「非メタン炭化水素」に、「得た値が、」を「得た値及び同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ」に、同号の表を次のように改める。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.04
ロ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.033
ハ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	4.4	0.03
ニ　定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	4.4	0.03
ホ　定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.6	0.25	2.7	0.03

第四十一条第一項第二十号中「ディーゼル特殊自動車８モード排出ガス」を「ディーゼル特殊自動車排出ガス」に、「次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値」を「25%」に改め、同号の表を削る。

第四十一条第一項第二十一号の表中

ロ　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度40%

を

ロ　大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度25%

に改め、同表中くからホを削る。

第百十九条第一項第八号中「ディーゼル特殊自動車８モード排出ガスの測定方法」を「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に、「炭化水素」を「非メタン炭化水素」に、「得た値が、」を「得た値及び同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ」に、同号の表を次のように改める。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.04
ロ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.033